



平成31年1月29日
第六管区海上保安本部

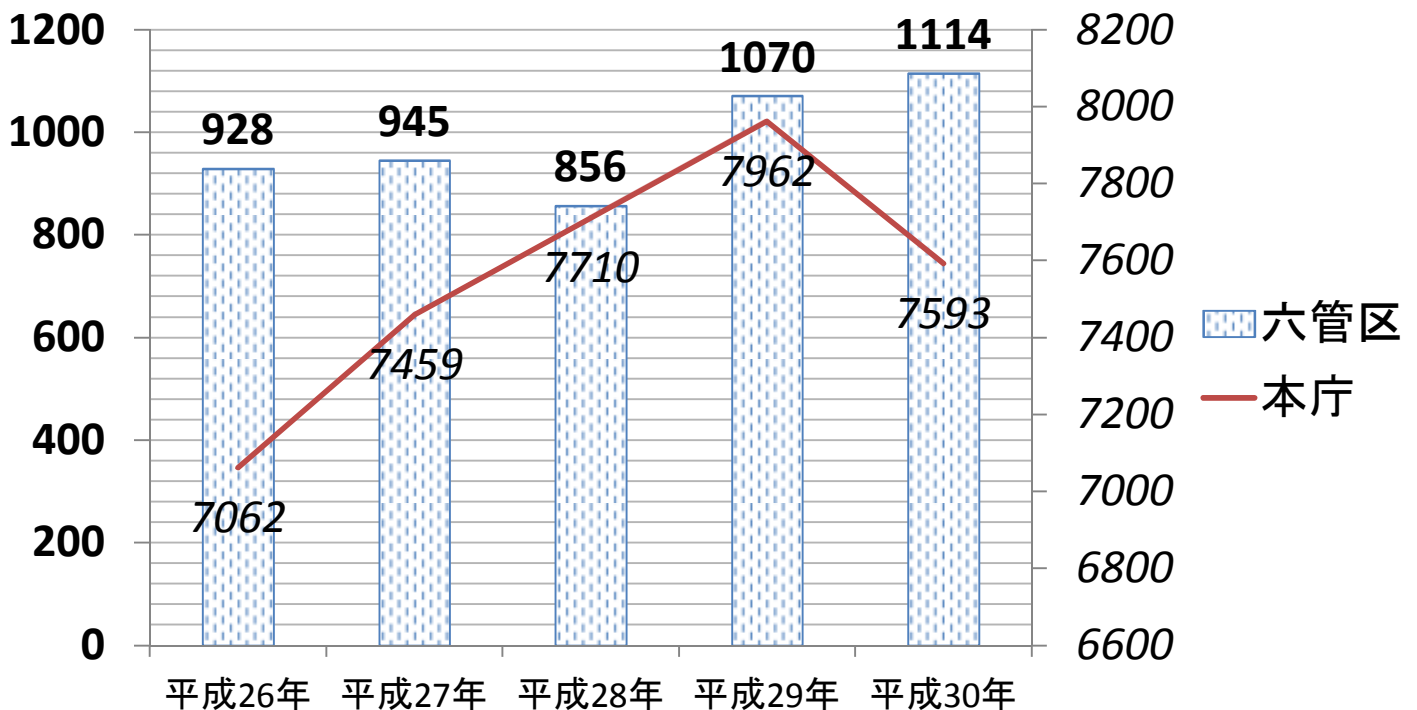
平成30年の海上犯罪取締り状況

1 送致件数の推移

平成30年（1～12月）の送致件数は1114件（前年より44件増）であり、当庁全体（※7593件）の約15%を占める結果となりました。

（※速報値）

過去5年間の送致件数



2 送致件数の内訳

過去5年間の送致件数の内訳は以下のとおりとなりました。

六管区の法令別送致件数

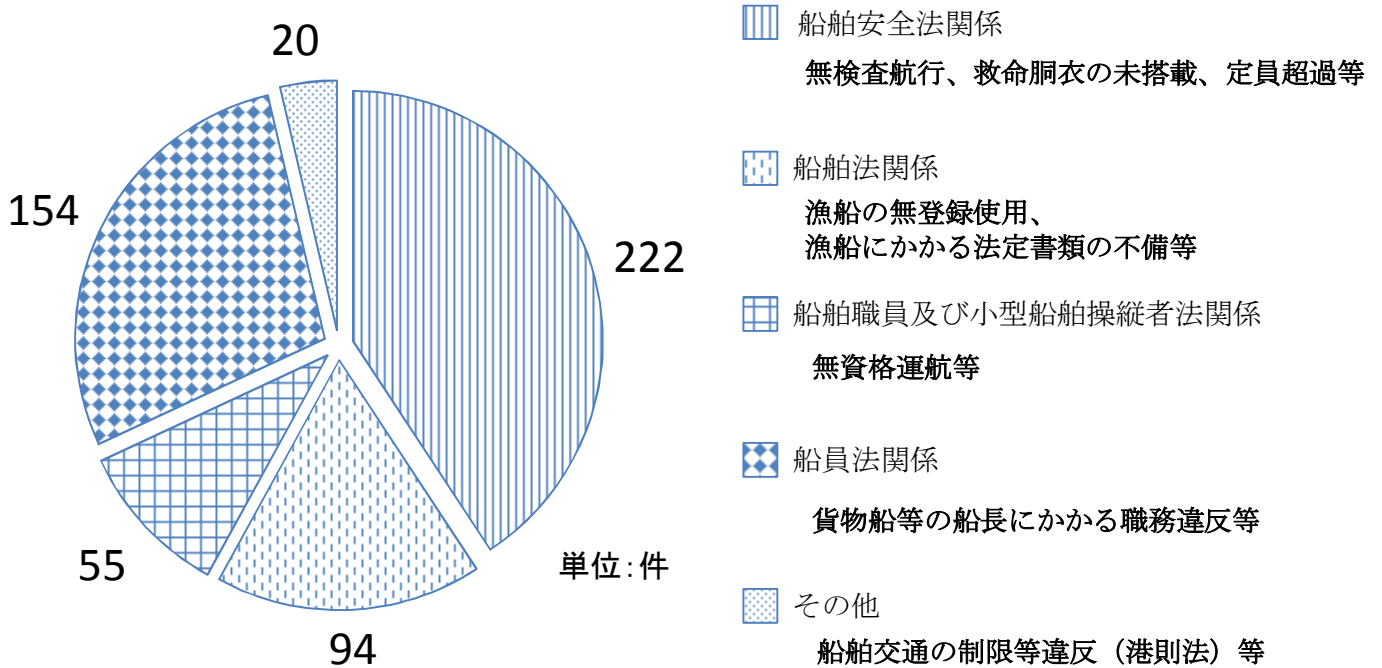
	26年	27年	28年	29年	30年
海事関係法令違反	340	461	360	440	545
漁業関係法令違反	248	233	215	284	197
刑法犯	215	134	158	171	181
海上環境法令違反	105	100	107	139	143
出入国関係法令	0	0	0	0	2
薬物・銃器関係法令	0	1	0	1	0
その他の法令	20	16	16	35	46
合計	928	945	856	1070	1114

各種法令別の送致件数の割合は、海事関係法令違反が48.9%と最も多く、次いで漁業関係法令違反が17.7%、刑法犯が16.2%、海上環境関係法令違反が12.8%となっており、前年に比べ海事関係法令の増加、漁業関係法令の減少が顕著となっています。

3 法令別送致件数の内訳

平成30年の送致件数の内訳は以下のとおりとなりました。

海事関係法令



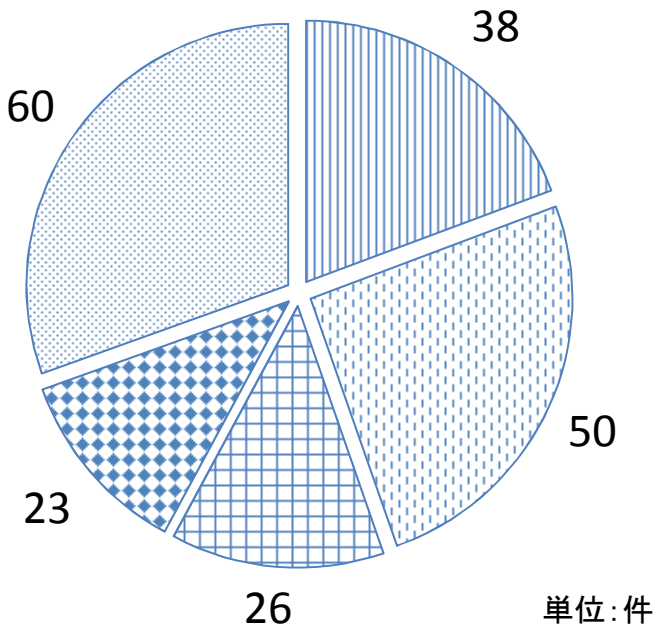
海事関係法令違反の送致件数は545件で、前年に比べ105件増加しました。






無検査航行や無資格運航のような、海難の発生に結びつくおそれのある事犯の取締りに取り組んでいます。

海事関係法令違反の取締り状況



漁業関係法令



-  操業制限違反
 操業が禁止された区域内での操業や漁具・漁法の制限違反等
-  許可の内容・制限条件違反
 許可を受けた区域や期間外、漁具の制限等にかかる違反等
-  無許可操業
 許可を受けずに漁業を営んだもの
-  漁業権侵害
 漁業権を侵害するもの
-  その他
 遊漁者の漁具・漁法の制限違反、水産動植物の所持違反（体長制限、採捕期間等）

漁業関係法令違反の送致件数は197件で、前年に比べ87件減少しました。

特に悪質なものとして、地元漁業者が保護・育成した高級食材となる、あわび・さざえ・なまこを狙い、潜水器を使用して根こそぎ捕獲するといったケースが挙げられ、昨年は潜水器密漁事犯2件（9名）を検挙しています。

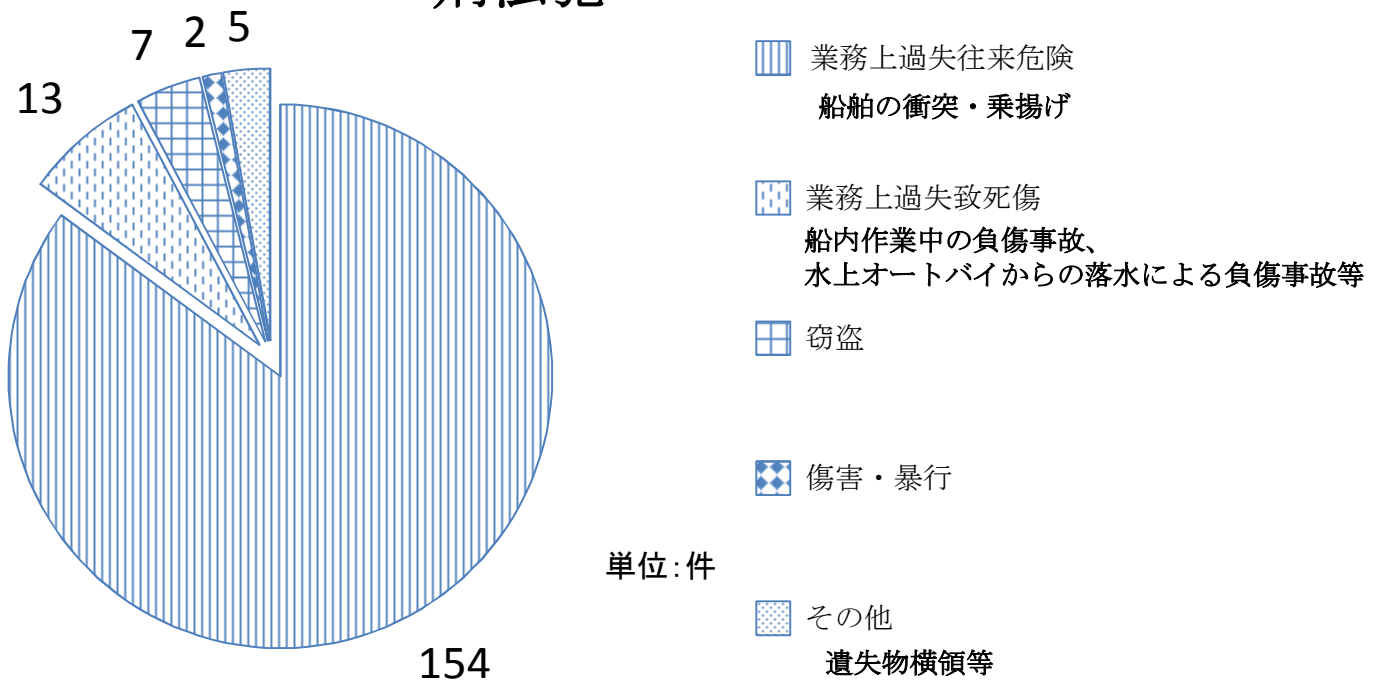
○潜水器密漁事件（松山海上保安部）

平成30年2月23日夜間、山口県下松市沖合において、無許可で潜水器漁業を操業した漁業法違反等容疑で松山市在住の密漁者5名を通常逮捕しました。

捜査の結果、密漁者らは、過去3年間に「なまこ等」約52トン、金額にして約7,300万円の不法収益を得ていたことを明らかにしました。



刑法犯



刑法犯の送致件数は181件で、前年と比べ10件増加しました。

昨年は飲酒が原因となる衝突事故が発生しており、飲酒しての船舶の操縦は人の死傷や海洋設置物の破壊など、重大な事故の原因となるため、今後も厳しく対処していきます。

○貨物船による防波堤衝突負傷事件(広島海上保安部)

平成30年2月13日夜、広島県江田島沖において、貨物船が多数のかき筏を損壊し、防波堤に衝突、その衝撃により船内の乗組員が負傷する事故が発生しました。

捜査の結果、事故当時の当直航海士が酒に酔って正常な操船ができない状態で操船していたことが明らかとなり、事故の重大性を鑑み、同人を業務上過失傷害等容疑で通常逮捕しました。

また、同人及び同船船長、同船運航会社を、内航海運業法違反(安全管理規定によらない事業の実施)容疑で送致しました。

この事故によるかき筏と防波堤の損壊額は、約8,100万円にのぼります。

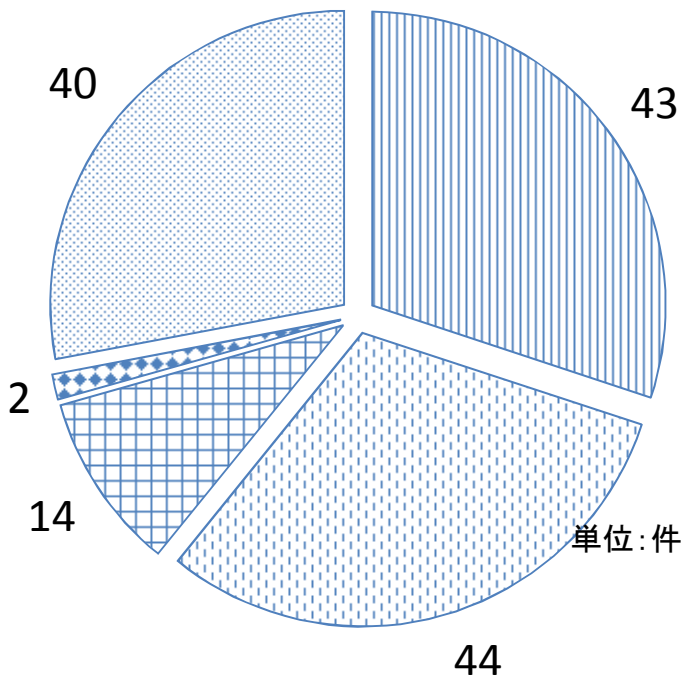







事故を起こした貨物船



損壊したかき筏群

海上環境法令



-  船舶等の廃棄の規制
 不要となった船舶を海洋に投棄するもの
-  廃棄物の投棄・焼却
 沿岸部等での廃棄物の不法廃棄・焼却
-  船舶からの油の排出
 故意又は過失により船舶から油を流出させたもの
-  排出水の排出の制限
 基準値を超えた工場排水等を排出したもの
-  その他
 油記録簿等書類の不記載、港内における荷役中の脱落防止措置義務違反等

海上環境法令違反の送致件数は143件で、前年に比べ4件増加しました。

瀬戸内海・宇和海の海洋環境を守るため、船舶からの油排出、廃船投棄等の海洋汚染を生じさせる事犯の取締りに取り組んでいます。

○染物工場における染色污水不法排出事件(水島海上保安部)

平成30年1月、瀬戸内海に排出基準を超えた污水(強アルカリ性等)を排出していた岡山県倉敷市所在の染物工場を水質汚濁防止法違反容疑で検挙しました。

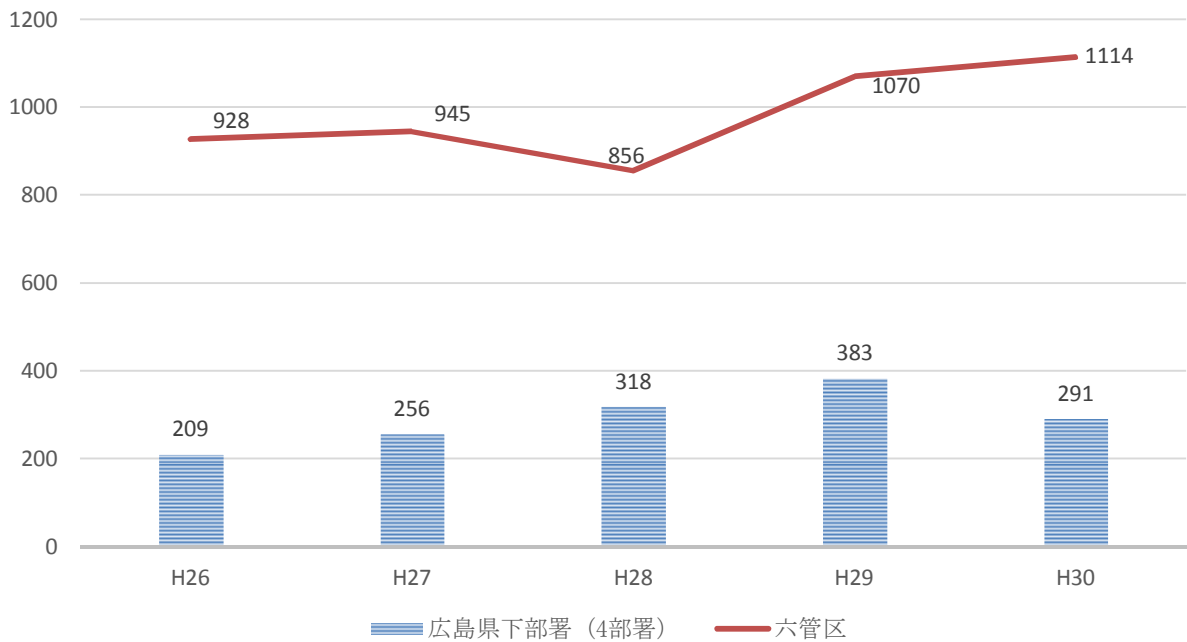
捜査の結果、同工場の受注量増加により処理きれない污水が発生したことから、それを直接排出するための不法配管を設置長年にわたり排水基準を大幅に超えた污水を排出していたことを明らかにしました。



4 広島県下の部署における送致件数の推移

広島県下4部署（広島・呉・尾道・福山）の平成30年（1～12月）の送致件数は291件（前年より92件減）であり、六管区全体（1114件）の約26%を占めています。

過去5年間の送致件数



なまこ密漁事件（呉海上保安部）

平成30年3月、漁業権を侵害し素潜りでなまこ約100kgを採捕していた男性3名を漁業法違反等容疑で通常逮捕しました。



押収した漁具

旅客船・漁船衝突負傷事件（広島海上保安部）

平成30年3月、宮島就航の小型旅客船と漁船が衝突し、同旅客船乗客4名が負傷した事故について、両船船長を業務上過失往来危険等容疑で検挙しました。



船首部が大破した旅客船

花火大会観覧船乗揚げ事件 (広島海上保安部)

平成30年9月、広島県廿日市市で開催された「はつかいち花火大会」を観覧後、帰港中のプレジャーボート2隻がかき筏に乗揚げました。

調査の結果、両船とも船長の見張り不十分により乗揚げたことが判明し、業務上過失往来危険容疑で検挙しました。



廃船不法投棄事件 (広島県下4部署)

前年、広島県下4部署(広島・呉・尾道・福山)において、廃船を海域へ不法投棄したとして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反容疑で26件25名を検挙しました。

なお、同事犯は、海洋環境の汚染を招くほか、流出すれば船舶の安全運航を阻害するものとなります。



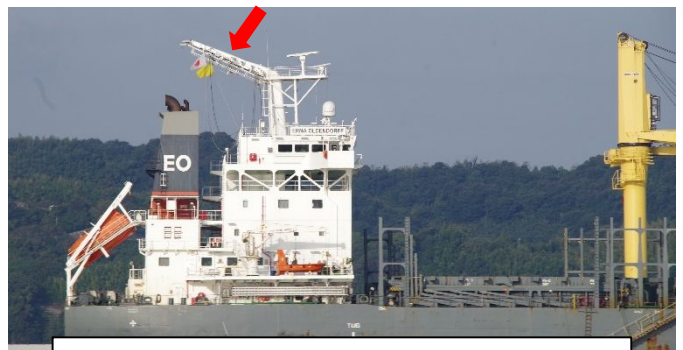
5 六管区における主な取扱い事件（前記掲載分以外）

○マルタ船籍貨物船による周防大島橋梁衝突事件（柳井海上保安署）

平成30年10月22日午前1時30分頃、大島大橋下を通航している船舶から「橋梁灯が消灯し、橋からケーブルが落ちている」との通報を受け、状況確認したところ、橋梁に設置された灯火類の消灯、水道管等の切断が認められ、橋梁に何か衝突したものと判断されました。同大橋下を通航した船舶を調査した結果2万トン級のマルタ船籍貨物船が通航したことが判明し、同船船長に確認したところ、衝突の事実を認めました。捜査の結果、船長等3名を業務上過失往来危険容疑で検挙しました。



衝突により海面に垂れ下がった水道管



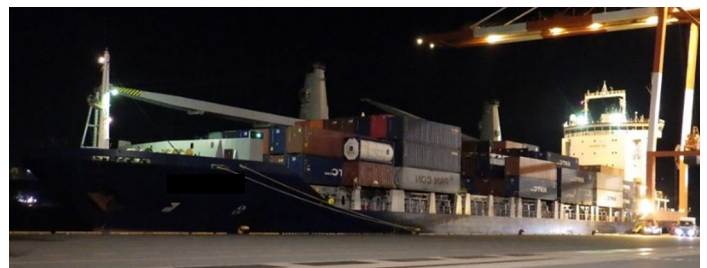
橋と衝突した衝撃で曲がったマスト

○バハマ船籍コンテナ船燃料油不法排出事件（宇和島海上保安部）

平成30年11月13日、愛媛県南宇和郡愛南町沖合の通航船舶から「長さ1マイル以上、幅約10メートルの帯状に黒っぽい油が流れている」との通報を受け、状況確認したところ、通報現場に海上浮流油が認められ、船舶から不法排出されたものと判断されました。同海域を通航した船舶を割り出し、燃料油等を採取して、海上浮流油と異同識別した結果、バハマ船籍コンテナ船の燃料油と類似することが判明しました。同船乗組員に確認したところ、機関員が誤って燃料油を排出した事実を認めたことから、ボンド制度(早期釈放制度)を適用し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反容疑で検挙しました。



帯状の海上浮流油



燃料油を排出したコンテナ船